

青森県報

第三千五百四十七号

平成二十四年
六月四日
(月曜日)

告 示

青森県告示第四百六十六号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

第六号を次のように改める。

六 県税の賦課徴収に係る次に掲げるもの

- 1 納税通知書
- 2 減額通知書
- 3 賦課取消書
- 4 減免通知書
- 5 過誤納金還付（充当）通知書
- 6 督促状
- 7 催告書
- 8 口座振替済通知書
- 9 口座振替不能通知書
- 10 クレジット収納済通知書
- 11 個人事業税納付書
- 12 自動車税徴収引受通知書
- 13 自動車税納税証明書
- 14 県税特別徴収交付金決定通知書

青森県告示第四百六十七号

県税徴収金について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者を指定したので、青森県県税条例施行規則（昭

目 次

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………	(総務学事課) ……
地方自治法の規定による県税徴収金の指定代理納付者の指 定……………	(税務課) ……
生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉 政策課) ……
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同) ……
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課) ……
保安林の指定……………	(林政課) ……
公共測量の実施……………	(監理課) ……
右……………	(同) ……
右……………	(同) ……
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活 文化課) ……
右……………	(同) ……
右……………	(同) ……
肥料登録の有効期間の更新……………	(食の安全・ 安心推進課) ……
特定埠頭の運営の事業に係る認定の申請の縦覧の開始前の 公告……………	(港湾空港課) ……
出先機関……………	(同) ……
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(三 八地 域局) ……
土地改良事業計画変更の認可……………	(同) ……

和三十四年五月青森県規則第六十一号（第四条の三の規定により次のとおり告示する。
平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定代理納付者の住所及び名称

1 住所

東京都港区赤坂九丁目七の一

2 名称

ヤフー株式会社

二 指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる県税徴収金

平成二十四年度分の自動車税

三 指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる期間

平成二十四年六月四日から平成二十五年三月三十一日まで

青森県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
はなデンタルクリニック	黒石市ちとせ二丁目一四七	平成二四・五・一

青森県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	古町医院	八戸市吹上二丁目一四の二	平成二四・三・七
変更後	医療法人瑞穂会みずほクリニック		

青森県告示第四百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
名称	名称	平成二四・六・一
主たる事務所の所在地	所在地	
社会福祉法人サポート虹	サポートあさひ	
八戸市大字尻内七丁目一	三戸郡南部町大字下名久井字前田一七の一	
障害福祉サービスの種類		
就労移行支援		

青森県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字合子沢字山崎二二七の二・二二七の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百七十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

平川市長

二 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

三 測量の期間

平成二十四年五月十七日から平成二十五年二月二十八日まで

四 測量の地域

平川市

青森県告示第四百七十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

藤崎町長

二 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

三 測量の期間

平成二十四年五月十八日から平成二十五年三月三十一日まで

四 測量の地域

南津軽郡藤崎町

北津軽郡板柳町

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆいっこクラブ

三 代表者の氏名

中村 哲雄

四 主たる事務所の所在地

下北郡佐井村大字佐井字糠森一〇〇の三

五 定款に記載された目的

この法人は、佐井村及び近隣市町村に対して、高齢者、障害者の日常生活の支援事業、環境の保全に関する事業及び佐井村の観光発展を図る事業を行うことにより、地域福祉の増進、環境の保全及び地域社会の活性化を目指しそれらをもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希望の都

三 代表者の氏名

佐藤 裕悦

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字高田一丁目九の三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内に在住する障害者に対し、障害者自立支援法に基づき、障

害福祉サービス事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユウアイ

三 代表者の氏名

橋本 鉄男

四 主たる事務所の所在地

三沢市南町四丁目三一の二七八二

五 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者・障害者やその家族、その他の人々に対して、社会生活自立支援に関する事業を、互助の精神に基づき、地域住民とともにを行い、もってすべての人々が共生できる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十四年五月十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|              |             |                |                                            |              |                                               |
|--------------|-------------|----------------|--------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------|
| 登録番号         | 肥料の種類       | 肥料の名称          | 保証成分量<br>(パーセント)                           | その他の<br>規格   | 生産業者の氏<br>名又は名称及<br>び住所                       |
| 青森県第<br>三六八号 | 混合有機質<br>肥料 | 有機一〇〇<br>%完熟肥料 | 窒素全量<br>五・〇<br>りん酸全量<br>四・〇<br>加里全量<br>二・〇 | 公定規格<br>のとおり | 株式会社あす<br>なろファーム<br>八戸市大字大<br>久保町畑西<br>ノ平一五の八 |

特定埠頭の運営の事業に係る認定の申請の縦覧の開始前の公告

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第四項の規定により、特定埠頭の運営の事業に係る認定の申請の内容を縦覧に供するので、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の四第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月四日

青森港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧の開始の日  
平成二十四年六月十一日
- 二 縦覧の場所  
青森県土整備部港湾空港課
- 三 縦覧の時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月四日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

| 役員の内任 | 氏 名   | 住 所             | 就任及び退任<br>の年月日 |
|-------|-------|-----------------|----------------|
| 理事    | 高橋 房人 | 三戸郡南部町大字小泉字上館野九 | 平成<br>二四・五・一就任 |
|       | 庭田 正男 | 大字苦米地字明戸一八      |                |
|       | 松村 範明 | 字下宿二            |                |
|       | 川井 健雄 | 大字福田字西久根四三の一    |                |
|       | 藤田 博康 | 字町中一四           |                |
|       | 磯川 齊  | 大字森越字前田一三       |                |
|       | 木村 隆雄 | 大字小泉字内上平一       |                |
|       | 森林 順作 | 大字片岸字夏沢道添二七の三   |                |
|       | 庭田 豊茂 | 大字苦米地字後小路六の一    |                |
|       | 夏堀 敏  | 字大在家五の一         |                |
|       | 夏坂 實  | 大字片岸字砂場一六の一     |                |
|       | 高橋 勝敏 | 大字高橋字中道二二       |                |
| 監事    | 川守田 亮 | 大字苦米地字明戸二二      |                |
|       | 庭田 正人 | 字後小路六の二         |                |
|       | 久保田勝雄 | 大字森越字町小路一八の一    |                |
|       | 高橋 房人 | 三戸郡南部町大字小泉字上館野九 | 二四・四・三退任       |
| 理事    | 庭田 正男 | 大字苦米地字明戸一八      |                |
|       | 夏堀 敏  | 字大在家五の一         |                |
|       | 庭田 豊茂 | 字後小路六の一         |                |
|       | 川井 健雄 | 大字福田字西久根四三の一    |                |
|       | 久保田泰三 | 大字森越字町小路一三      |                |

|       |       |       |          |         |        |       |          |       |       |
|-------|-------|-------|----------|---------|--------|-------|----------|-------|-------|
| 〃     | 監     | 〃     | 〃        | 〃       | 〃      | 〃     | 〃        | 〃     | 〃     |
| 磯     | 川     | 矢     | 島        | 夏       | 庭      | 松     | 森        | 藤     | 木     |
| 川     | 守     | 倉     | 守        | 坂       | 田      | 村     | 林        | 田     | 村     |
| 齊     | 田     | 廣     | 正        | 實       | 英      | 範     | 順        | 博     | 隆     |
| 〃     | 〃     | 〃     | 〃        | 〃       | 〃      | 〃     | 三        | 〃     | 〃     |
| 〃     | 〃     | 〃     | 〃        | 〃       | 〃      | 〃     | 〃        | 〃     | 〃     |
| 大字森越  | 大字小泉  | 大字小泉  | 大字高橋     | 大字片岸    | 〃      | 大字苦米  | 大字片岸     | 大字福田  | 大字小泉  |
| 字前田一三 | 字内上平六 | 字内上平六 | 字鳥居後一八の一 | 字砂場一六の一 | 字後小路一一 | 地字下宿一 | 字夏沢道添二七の | 字町中一四 | 字内上平一 |
| 〃     | 〃     | 〃     | 〃        | 〃       | 〃      | 〃     | 〃        | 〃     | 〃     |

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、馬淵川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十四年五月二十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十四年六月四日

三八地域県民局長 鳴海英章

事業名 維持管理

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭